

相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 6 1 号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 号の表 7 の項中「4 7 0 円」を「5 6 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。